

長 建 産 発 第 8 2 号
令 和 3 年 2 月 1 6 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年2月2日に、内閣総理大臣より、2月8日以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が変更されるとともに、緊急事態措置を実施すべき期間についても3月7日まで延長されたところです。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年1月13日付長建産発第72号)において、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしていただいておりますが、引き続き、ご協力方お願いする旨、全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、同対応にかかる地方整備局等、地方公共団体及び民間発注者団体に対する通知も参考添付されておりますことを申し添えます。